

とくしま就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム設置要領

1 趣旨

「就職氷河期世代支援に関する新行動計画2023」（令和4年12月27日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定。）における基本的考え方等を踏まえ、徳島県内の関係機関や団体を構成員とし、官民が協働して県内の就職氷河期世代の支援に社会全体で取り組む気運を醸成するとともに、活躍支援策の取りまとめ、進捗管理等を統括する「とくしま就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」（以下「とくしまPF」という。）を設置する。

とくしまPFにおいては、令和5年度からの2年間で、これまでの3年間の施策の効果も検証の上、効果的・効率的な支援を実施し成果を積み上げるための「第二ステージ」と位置付け、引き続き、就職氷河期世代への支援に係る課題やニーズについての認識を共有し、今後の支援策等について意見交換することを通じて、就職氷河期世代の支援に関する社会の関心を高めるとともに、この世代の中には配慮すべき様々な事情を抱えている方がいることを踏まえ、画一的ではなく、地域の創意工夫も活かし、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、積極的に届けていくことが必要である。

2 構成員

とくしまPFの構成員については、別紙1「とくしま就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム構成員」のとおりとする。

また、とくしま就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム委員の任期については、年度末までとし、年度毎に委嘱することとする。

3 各構成員の役割

上記2に記載の各構成員の役割は下記のとおりとする。

(1) 行政側

① 徳島労働局

- ・ とくしまPF取りまとめ共同事務局
- ・ とくしま就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）策定に関する共同取りまとめ
- ・ 徳島労働局が実施する事業の進捗管理
- ・ 各種支援策の周知、広報

② 徳島県（商工労働観光部）

- ・ とくしまPF取りまとめ共同事務局
- ・ 事業実施計画策定に関する共同取りまとめ
- ・ 徳島県が実施する各種事業の進捗管理
- ・ 市町村プラットフォーム（以下「市町村PF」という。）における経済団体等への対応依頼等に関する市町村との連絡調整
- ・ 各種支援策の周知、広報

③ 徳島県（保健福祉部）

- ・ 市町村PFの設置・運営に関する市町村との連絡調整
- ・ 社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握の検討
- ・ 市町村PFと連携しての先進的な取組に係る事例の把握と周知
- ・ 各種支援策の周知、広報

④ 就労支援機関（ハローワーク、サポステ、機構、就労支援施設等）

- ・ 専門窓口・専門チームによる就職等支援
- ・ 企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保
- ・ 企業に対する正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ、就職氷河期世代を対象とした求人の確保
- ・ 職業的自立に向けた支援
- ・ 職業訓練の充実
- ・ 社会参加に向けた支援を必要とする者への支援の充実
- ・ 就労に向けた関係機関の連携強化
- ・ 市町村ＰＦへの参画
- ・ 各種支援策の周知、広報
- ・ 就職氷河期世代の支援に係る施策の提案

⑤ 徳島県市長会、徳島県町村会

- ・ とくしまＰＦ取りまとめ事務局への政策提案
- ・ 各種支援策の周知、広報

(2) 他の行政機関、経済団体、労働団体等

- ・ 企業に対する就職氷河期世代を対象とした求人募集、積極的な採用、企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保への働きかけ
- ・ 企業に対する人材育成の充実や正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ
- ・ 就職氷河期世代の就労や社会参加に向けた相談支援
- ・ イベントや会報等での各種支援策等の周知、広報
- ・ 就職氷河期世代の支援に係る施策の提案

4 取組事項

とくしまＰＦにおいては、次の事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

(1) 気運醸成と各種支援策の周知広報

県内の就職氷河期世代の支援に社会全体で取り組む気運を醸成し、各界が一体となって、積極的な正規雇用、正規雇用化を含む処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境整備を図る。

また、就職氷河期世代本人やその家族等に対し、各構成員が有する様々なルートを通じて各種支援策の周知広報を図る。

(2) 支援対象者の把握

支援対象となる次の3種類の者に係る実態やニーズの把握の方法等を検討する。

なお、①、②の対象者数については、別紙2「都道府県別・就職氷河期活躍支援プログラム対象者数推計表」を参考とする。

① 不安定な就労状態にある者

正規雇用を希望していながら非正規雇用で働いている者や前職が非正規雇用で、正規雇用を希望する失業中の者など

② 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある者

非労働力人口のうち、求職活動をしていない者で、家事も通学もしていない者など

③ 社会参加に向けた支援を必要とする者

ひきこもり状態にある者、生活困窮者、社会参加を希望する長期無業者など、就労支援だけでなく、福祉的な支援を必要としている者。その実態やニーズの把握については、その方法を検討するとともに、必要に応じ、徳島県と市町村が連携し、それぞれの地域の事情に応じて、役割分担をした上で行う。

(3) 目標、KPIの設定及び事業実施計画の策定

- ① 上記(2)の支援対象者ごとの取組に係る目標(目指す数値や状態をいう。)を設定するとともに、KPI(当該目標の進捗を毎年度把握するための指標をいう。)を可能な限り定量的に設定する。
- ② 目標を達成するため、また上記1の趣旨を踏まえつつ、事業実施計画を策定する。
- ③ 事業実施計画に基づく事業の進捗管理を行う。

(4) 市町村PFとの連携

徳島県(保健福祉部)は、市町村PFの設置・運営について、市町村と連絡調整を図り、市町村PFとの情報共有と広域的課題の対応を行う。

例えば

- ・市町村PFの設置に関する市町村への働きかけや市町村PFの運営に関する市町村への助言等
- ・県レベルの経済団体への対応依頼(福祉からの受け入れ先の開拓、雇用に当たって必要な配慮等※)
- ・経済団体、他の市町村等とのつながり作りの支援(※)
- ・都道府県を越えた自治体間の広域的な取組の支援等の要請に対応するとともに市町村PFの先進的な取組事例の把握と周知等、必要な情報提供を行う。

※経済団体等への対応依頼については、徳島県(商工労働観光部)において、徳島県(保健福祉部)と連携して行う。

5 会議の運営及び開催

- (1) とくしまPFに座長を置き、徳島労働局職業安定部長をもって充てる。
- (2) 上記4に掲げる事項の協議を行うため、年2回を目安に会議を開催することとする。
会議の開催時期については、PDCAを意識した開催となるよう、第1四半期及び第3四半期を目安とするが、必要に応じ更に開催することもできることとする。
また、会議の開催方法については、対面又はオンラインによる開催のほか、対面とオンラインを併用するハイブリット開催によることとし、オンラインによる開催については、各構成員のニーズや通信環境等を考慮した上で行うこととする。

6 秘密の保持

とくしまPFの構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 その他

この設置要領に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は座長が定める。

(附則)

本設置要領は、令和2年7月27日から施行する。

本設置要領は、令和3年12月22日から施行する。

本設置要領は、令和5年6月28日から施行する。